



他の市町村へ引越しされる方へ

手続きチェックシート 転出

忘れずにお持ちください

転出届

新しい住所地にお住まいになる
14 日前から受付しています

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「(特定)在留カード」または「(特定)特別永住者証明書」

受付窓口
住民課

関連する手続きは
次のとおりです。

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

住み始めてから **14 日以内**に、
「転出証明書（またはマイナンバーカード）」を持参して
新しい住所地の市町村で転入届をしてください。

本人確認書類

役場で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。
＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞

1 点で
本人確認
できるもの

マイナンバーカード

運転免許証

そのほか
・パスポート
・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2 点が必要なもの

資格確認書

介護保険証

そのほか、
・年金手帳
・顔写真付きの社員証
・学生証など

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

- 代理人の方が手続きするときは
1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
 2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
 3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

転出

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	住所変更 ※新しく住み始める自治体で変更してください。	・マイナンバーカード		転出先の市町村	
	→国外へ転出される方	継続利用の手続き ※転出予定日の前日までに手続きが必要です				
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	再申請の手続き	転出先の市町村にご相談ください		転出先の市町村	
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります			住 民 課	
保険 年金	国民健康保険に加入している方					
	→74 歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・資格確認書の返却	・資格確認書			
	→修学のために転出する方	北谷町の国民健康保険を そのまま継続する手続き	・在学証明書又は学生証		保健衛生課	
	→住所地特例に該当する施設に転出する方		・入所証明書等			
	→世帯に後期高齢者医療制度の 加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ※転出先へ提出してください				
	75 歳以上の方または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書の返却 （マイナ保険証をお持ちではない方のみ）	・資格確認書			
	→沖縄県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取 （郵送の場合有） ※転出先へ提出してください			保健衛生課	
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額 認定証 ・特定疾病療養受療証 など			

	海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談			
		国民年金保険料精算のご相談 国民年金の任意加入		住 民 課	
高 齢 障がい	65 歳以上の方	介護保険証の返却			
	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください	住所を異動した日から 1 4 日を過ぎると、認定情報が引き継げなくなりますのでご注意ください。		
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	介護保険証の住所変更 ※住所変更後の保険証は後日送付します	・介護保険証	福 祉 課	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	・受給者資格変更届 または喪失届	・重度心身障害者医療費受給者証 (交付されている方)		
	「特別障害者手当」又は「障害児福祉手当」を受給されている方	資格喪失届	・マイナンバーの確認できる書類		
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き	※学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください	これまで通っていた学校	
	児童手当を受給している方 (0 歳～高校生世代)	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに注意してください	子ども家庭課	
	こども医療費受給者証をお持ちの方 (0 歳～高校生世代)	受給者資格喪失届	・こども医療費受給者証	保健相談センター 098-936-4336	
	妊娠中の方	県外転出の場合、妊産婦健康診査受診票はご使用できなくなりますので、転出先で再度お手続きしてください			
	保育園に入園しているお子さんがいる方	退園手続き			
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください	子ども家庭課	
		ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届または喪失届	・ひとり親家庭等医療費受給者証		
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		
	上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、「所得課税証明書」を提出してください	・本人確認書類 (マイナンバー、免許証など)	税 務 課	
税・料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止届		上下水道課 098-936-3923	
	原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	※受付窓口でご相談ください	税 務 課	
	軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください		軽自動車検査協会 050-3816-3126	
	自動二輪（250 cc超）、250 cc以下のオートバイを所有している方	※沖縄総合事務局 陸運事務所でご相談ください		陸運事務所 098-877-5140	
	海外に転出される方	納税管理人のご相談		税 務 課	
	未納となっている税等のご相談	納付相談			
その他	町営住宅を退去する方	町営住宅の退去手続き	※受付窓口でご相談ください	都市計画課	
	粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申し込み	※事前予約が必要です	団地以外の一般家庭 北谷地域振興センター 098-936-0066 町営・県営団地 北谷衛生 098-936-4143	

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14 日以上経過してしまった。	→ 新住所の市町村と北谷町にお問い合わせの上、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。実際に住み始めた市町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。北谷町の住民課窓口で早急に取消の手続きをしてください。



北谷町役場

〒904-0192

北谷町桑江一丁目 1 番 1 号

代表電話番号



098-936-1234

開庁時間

8 時 3 0 分 ～ 1 7 時 1 5 分

(土曜・日曜、祝日、慰霊の日、年末年始の開庁日はお休みです)

令和 9 年 1 月 18 日から
開庁時間【9 時～16 時】

